

## KACHIEL セミナールーム 利用規約

KACHIEL（以下、「弊社」といいます。）では、セミナールームのご利用予約（以下、「ご予約」といいます。）に関して、下記の規約を設けております。

尚、この規約に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された商習慣によるものとさせていただきます。

1. 弊社がご予約を承る場合は、次の事項を確認させていただきます。

- ①主催者及び予約者並びにその住所及び催事名
- ②催事等の開催日、時間及び人数
- ③催事等の内容
- ④その他、弊社が必要とする事項

2. ご予約の確定について

①弊社がお申し込みを承諾し、利用料金を受領したときに成立するものとします。

尚、利用料金はお申し込みの内容により弊社より提示させていただき、指定日までに指定口座へ振込にてお支払い下さい。

②利用料金を弊社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、利用予約は取り消し、下表に掲げるキャンセル料金を申し受けます。

3. ご予約の取消について

①お客様からのご予約取消について

- ・弊社がご予約取消のお申し込みを承諾した時よりキャンセル料金を申し受けます。
- ・お客様の都合により利用予約の全部又は一部をお取り消される場合には、下表によりキャンセル料金を申し受けます。尚、利用料金はキャンセル料金に充当し、残金については返金いたします。

②弊社からの予約取消について

弊社は次の場合において、ご予約のお申し込みをお断りするか、又はすでに確定としたご予約を取り消します

- ・お客様及び催事等への出席者が、法令の規定、公序良俗に反する行為をする恐れがあると弊社が判断した場合、又は同行為をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をおかけすると弊社が判断したとき。
- ・催事等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ・天災、その他やむをえない事情により催事場を使用することができないとき
- ・利用規約に定める事項に違反されたとき
- ・申込者又は参加者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種

暴力団組織やそれに準ずる反社会的組織、又は個人であると判明したとき

取消日	キャンセル料金
ご利用日から 31 日以前	ご請求金額の 0%
ご利用日から 30 日以内	ご請求金額の 20%
ご利用日から 15 日以内	ご請求金額の 50%
ご利用日から 7 日以内	ご請求金額の 100%

※荒天・震災等の災害によりご利用いただけない場合にも、上記キャンセル料が適用されません。

#### 4. 料金のお支払いについて

弊社より提示のご請求金額を、土日祝日を除く 5 営業日以内にお支払い下さい。

#### 5. 利用日当日の時間延長について

延長料金は基本料金を基準に計算し、お支払いは銀行振込とします。

#### 6. 寄託物等の取扱いについて

弊社においてお客様のお荷物のお一時預かりを行う場合、以下のとおりとします。

- ① お客様のお荷物が、ご利用に先立って弊社に到着した場合は、その到着前に弊社が承諾したときに限って保管し、お客様が会議室をご利用する際にお渡しします。
- ② お客様のご利用が終了した後、お客様の手荷物又は携帯品が弊社に置き忘れられている場合において、当日の利用予約者に連絡をするとともにその指示をあおぐものとします。

#### 7. 損害賠償について

お客様及びお客様全ての関係者（出席者及びお客様が直接ご依頼された取り扱い会社を含みます。）により、弊社の施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して弊社より修繕費を請求させていただきます。又、損傷、損害により、以降の催事他弊社営業に支障が発生した場合は、相当額の損害賠償金を請求させていただきます。

#### 8. 禁止事項について

次に掲げる各項目については、禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ・ 犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物・家畜類の持ち込み（介助犬を除く）
- ・ 発火性または引火性の物品など危険物の持ち込み（クラッカーを含む）
- ・ 悪臭を発生する物の持ち込み
- ・ 賭博等、風紀を乱す行為又は他のお客様のご迷惑になるような言動

- ・他のお客様やビル内入居者の迷惑となる大きな音を出す行為（予め許可を得た場合を除く）
- ・弊社備品の移動
- ・ご予約時の使用目的以外でのご利用
- ・その他、法令で禁じられている行為

## 9. (反社会的勢力等の排除)

1. 契約者及び当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自ら又はその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）及び従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するか又はそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

(2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

(1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為

(2) 違法行為や不当要求行為

(3) 業務を妨害する行為

(4) 名誉や信用等を棄損する行為

(5) 前各号に準ずる行為

3. 当社は、契約者が前2項に違反すると判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの提供の停止、又はサービス利用契約の解除をすることができます。当社は、本サービスの提供停止又はサービス利用契約の解除によって契約者に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。

## 10. 免責事項

設備の故障等やむを得ない事由により、会議室が利用できない場合、当社より速やかにご連絡いたします。これに関し、お客様に発生した損害等につきましては、当社は一切責任を負いません。当社の責に帰すべき事由により、申込利用者が損害を被り、申込利用者が当社に対し、その損害の賠償を請求した場合は、当社は受領する「使用料金」の範囲内において賠償するものといたします。

ただし、利用申込者の損害の内、機会損失等の得べかりし利益に関しましては、当社はその損害の責を負いません。天災地変、行政からの指導、その他当社の責に帰さない事由により使用が中止された場合、その損害について当社は一切の責任を負いません。

#### 11. 定めに無い事項

本規約に定めのない事項は、双方誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

以上

2016年8月15日制定

2019年10月1日改定

2020年12月1日改定

株式会社 KACHIEL

代表取締役 久保憂希也